

6月中に提出してください

児童手当現況届の提出を忘れずに

児童手当を受給している皆さんは、資格要件を確認するため「現況届」の提出が必要です。提出がない場合は、6月以降分の支給が停止となりますので、忘れずに提出してください。

■届出期限
6月30日(水)まで

■届出方法
① 郵送（5月末に発送した案内通知に返信用封筒を同封しています。）
② こども政策課または各支所窓口へ提出

③ オンライン申請（マイナンバーカードが必要ですが、※窓口は混雑が予想されます。郵送もしくはオンライン申請での提出にご協力ください。）

■6月10日(木)は、児童手当（2〜5月分）の支給日です。振り込みの時間帯は、金融機関により異なります。



▲オンライン申請はこちら

申請こども政策課
IP 050-5801-5643
FAX 0748-23-7501

新型コロナウイルス感染症支援

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

ひとり親世帯の子育ての負担増や収入減少に対する生活支援として、特別給付金を支給します。特別給付金の支給を希望する場合は、申請が必要です。18歳の年度末までの児童を監護しているひとり親世帯で、公的年金を受給している人または新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した人。ただし、収入が児童扶養手当の対象となる水準である場合に限りです。

■給付額 児童1人につき5万円
※令和3年4月分の児童扶養手当を受給している人には、5月に支給済みです。
■受付期限 令和4年2月28日(月)まで8:30〜17:15（土・日曜日、祝日、年末年始を除く。）
■受付場所 こども政策課または各支所
申請こども政策課
IP050-5801-5643 FAX0748-23-7501

空家の新たな利活用

空家等の新たな活用方法の提案を募集し、優れた提案に対して、実現に必要な経費の一部を助成します。自治会やまちづくり協議会、市民活動団体などが取り組む事業で、空家などの活用を通じて、地域の活性化が図られるなど公益性があり、新たなまちづくりのきっかけとなる事業

空家等の可能性を生み出すモデル事業を募集
空家等の新たな活用方法の提案を募集し、優れた提案に対して、実現に必要な経費の一部を助成します。自治会やまちづくり協議会、市民活動団体などが取り組む事業で、空家などの活用を通じて、地域の活性化が図られるなど公益性があり、新たなまちづくりのきっかけとなる事業
定予算の範囲内で若干数（モデル事業審査会で決定します。）
補助対象となる改修費用の3分の2（最大500万円）を助成
7月30日(金)まで
申請住宅課
IP 050-5801-5691
FAX 0748-24-5578

私たちの医療と健康を支える国民健康保険

令和3年度の国民健康保険料のお知らせ
保険料の通知書を6月中旬に送付します

世帯内に国民健康保険加入者がいる世帯主に対して、6月中旬に保険料の納入通知書を送付します。保険料額や納付方法を確認してください。国民健康保険料の納付義務は世帯主にあります。世帯主が国民健康保険以外の健康保険（社会保険など）に加入されている場合でも、同一世帯内のどなたかが国民健康保険に加入されている場合は、世帯主宛てに通知書を送付します。

■令和3年度の国民健康保険料率
40歳以上65歳未満の人⇒下記①②③の合計
40歳未満の人、65歳以上75歳未満の人⇒下記①②の合計

	(所得割)	(均等割)	(平等割)
①医療分	A×6.0% + (6.7%)	24,000円 + (26,800円)	17,700円 + (19,200円)
②支援金等分	A×2.5% + (2.3%)	9,600円 + (9,100円)	7,200円 + (7,000円)
③介護分	A×2.2% + (2.1%)	11,500円 + (11,000円)	5,900円 + (5,500円)

※（ ）は前年度の料率などです。
●Aは（令和2年中所得額-43万円）
●上限は①63万円、②19万円、③17万円
●所得が一定金額以下の場合、保険料の軽減があります。
※用語説明
所得割：前年（令和2年中）の所得に応じて負担するもの
均等割：加入者一人につき一定額を負担するもの
平等割：一世帯につき一定額を負担するもの

■保険料の納付方法
納付書または口座振替により納付する「普通徴収」と世帯主の年金からの引き去りにより納付する「特別徴収」があります。普通徴収は、6月から翌年3月までの年10回に分けて納付します。なお、第1期の納付期限は6月30日(水)で、第2期以降は各月の末日です。（末日が土・日曜日、祝日の場合は翌営業日。ただし、12月は、27日(月)になります。）※クレジットカード、PayBでも支払いができます。

■特別徴収されている人の納付方法の変更
特別徴収されている人で、口座振替による納付を希望される場合は、変更申出書の提出と口座振替の登録をしてください。

■保険料の減免制度や軽減制度があります
○事業の休廃業や失業、事故、疾病、長期入院などにより収入が著しく減少した場合や災害に遭い著しい損害を受けた場合は、保険料の減免が認められることがあります。
○非自発的失業者（リストラなどで職を失った人）は、申請していただくと失業時から翌年度末までの期間保険料を軽減します。
○新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料の納付が困難な人についても、保険料の減免または徴収猶予が認められる場合があります。
※いずれも申請要件があります。

問保険料課
IP050-5801-5632 FAX0748-24-5576

65歳以上の皆さんへ

令和3年度 介護保険料納入通知書を6月中旬に送付します

■保険料の納付方法
年6回、年金からの引き去りにより納付する「特別徴収」になります。※次の場合は、普通徴収（納付書または口座振替による納付）となり、6月から翌年3月までの年10回に分けて納付します。
・年金額が年額18万円未満の場合
・年度途中で65歳になった場合
・ほかの市町村から転入して間もない場合
・所得申告の修正などで保険料に変更があった場合など
※新型コロナウイルス感染症の影響により、保険料の減免または徴収猶予が認められる場合があります。
問保険料課
IP050-5801-5632 FAX0748-24-5576

東近江市職員募集

一次試験

▶日時 7月11日(日)
▶場所 市役所本館・新館

応募受付期限 6月16日(水)まで

※郵送の場合は、6月14日(月)まで消印有効
※募集要項および申込書は、市ホームページからダウンロードするか、人事課に請求してください。



▲市ホームページ

問人事課 IP050-5801-5601 FAX0748-24-0752

区分	募集人数	資格要件（詳細は、募集要項を確認してください。）
上級事務職	20人程度	平成6年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人
上級技術職（土木）	2人程度	昭和60年4月2日から平成12年4月1日までに生まれ、土木職に必要な課程を修めて大学などを卒業した人または令和4年3月卒業見込みの人
上級技術職（建築）	1人程度	昭和60年4月2日から平成12年4月1日までに生まれ、建築職に必要な課程を修めて大学などを卒業した人または令和4年3月卒業見込みの人
保健師	2人程度	昭和60年4月2日以降に生まれ、保健師免許を有する人または令和4年3月までに同免許を取得見込みの人
幼稚園教諭・保育士	20人程度	昭和60年4月2日以降に生まれ、幼稚園教諭免許および保育士資格を有する人または令和4年3月までに同免許および資格を取得見込みの人
文化財専門員（埋蔵文化財）	1人程度	昭和60年4月2日以降に生まれ、以下の要件をすべて満たす人 ①大学（大学院を含む。）において考古学またはこれに相当する科目を履修し、埋蔵文化財その他これらに類する分野の課程を修めて大学（院）を卒業（修了）または令和4年3月までに卒業（修了）見込み ②博物館学芸員の資格を有するまたは令和4年3月までに取得見込み
図書館司書	1人程度	平成4年4月2日以降に生まれ、司書資格を有する人または令和4年3月までに司書資格を取得見込みの人

先輩職員の声（採用2年目）

多くの人と関われる仕事

私の所属する人事課では、毎日多くの職員と顔を合わせます。仕事をする中で人に顔と名前を覚えてもらったり、頼りにしてもらえたりすることが仕事のモチベーションにつながっています。

人事課
小谷 花彩

やりがいのある仕事

日々、子どもの成長が実感できます。私たち保育者が願いをもって接していれば、「できた」という笑顔が見られ、力を引き出した瞬間に立ち会えることにやりがいと誇りを感じます。

わかば保育園
藤村 翔太



① 日頃の取り組みを発表しよう

芸術文化祭参加事業・出演団体を募集します

■ A 東近江市芸術文化祭参加事業

9月1日(水)から12月31日(金)まで開催する芸術文化祭に参加される創造的・意欲的な事業を募集します。

◆ 参加部門・美術、音楽、演劇、伝承芸能、映像など

■ B こどもフェスティバル出演団体
ダンスや合唱など主に20歳未満で構成される団体が対象の発表会です。

■ C 芸能フェスティバル出演団体

舞台芸術活動の発表の場です。
時11月23日(祝)午前10時

場あかね文化ホール
■ A・B・Cの申込方法
① 申込書に必要事項を記入の上、6月15日(火)必着で申し込んでください。申込書は、市役所や各コミュニティセンター、図書館に設置してあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。
※参加基準、応募資格など詳しくは、募集要項を確認してください。

② 問 生涯学習課
IP 050-5801-5672
FAX 0748-24-1375



▲市ホームページ

新型コロナウイルス感染症支援

東近江市中小企業者事業展開支援補助金

新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響に対応する新たな事業展開に対して、経費の一部を補助します。

■ 対象者 市内に主たる事務所を置く中小企業者（みなし大企業を除く。）

■ 補助対象経費

広告宣伝費、印刷製本費、通訳・翻訳料、材料費、通信運搬費、リース料、出店料、出展料、施設整備費、機械装置費、委託料

■ 補助率

補助対象経費の2分の1（上限20万円）

■ 申請期限 9月30日(木)まで

■ 申請場所 商工労政課

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

① 問 商工労政課

IP050-5802-9540

FAX0748-23-8292

新型コロナウイルス感染症支援

東近江市 宿泊業・飲食業支援金

■ 対象者 市内中小企業者等（旅館業、飲食店営業、喫茶店営業の許可を受けていること。）

■ 支給金額 中小企業者等（法人）30万円、個人事業者等20万円（上限額）

■ 受付期限 6月30日(水)まで

■ 要件

令和3年1月から5月までのうちの連続した3カ月の売上高の合計が、令和元年または令和2年の1月から5月までのうちの連続した3カ月の売上高の合計と比較して3割以上減少していること。ただし、国の一時支援金の受給対象となる場合は、本支援金の対象となりません。

給付要件など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

① 問 商工労政課

IP050-5802-9540

FAX0748-23-8292



▲市ホームページ

① 将来への橋渡し 国民年金

4月分からの年金額をお知らせ

令和3年4月分（6月支払分）からの年金額は、令和2年度から0.1パーセントの減額となります。

1年間（令和3年4月から令和4年3月分まで）の年金額をお知らせする「年金振込・額改定通知書」が順次送付されますので、詳しくは、通知書で確認してください。

国民年金保険料の追納

国民年金保険料の免除または納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納め

た場合と比べて老齢基礎年金額が少なくなります。

将来受け取る年金を増やすために、これらの期間の保険料については10年以内であれば追納することができます。ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合は、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。追納は、古い月のものから納付することとなります。

保険年金課または各支所、年金事務所で手続きできます。

① 問 年金加入者ダイヤル

IP0570-003-004

② 問 彦根年金事務所
IP0749-23-1116